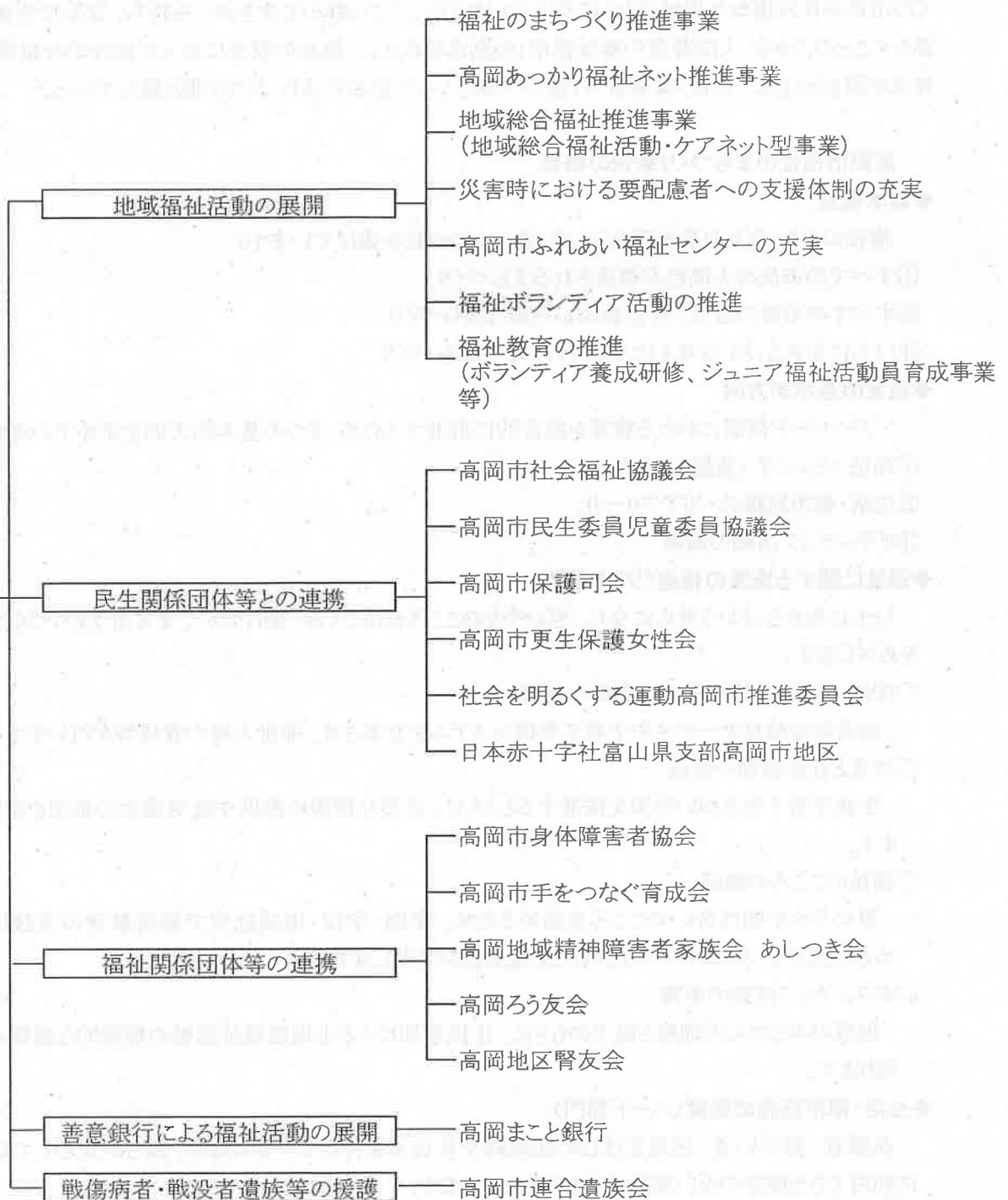


第 2 章 地域福祉活動を推進するために

地域福祉施策の体系



1. 福祉のまちづくり推進事業

平成17年11月に「高岡市福祉のまちづくり条例」を制定し、高齢者、障がい者、児童をはじめすべての市民が住み慣れた地域でともに支え合いながら、こころ豊かで生きがいを持ち、安全で快適に暮らすことのできる「人間尊重の福祉都市」の創造をめざし、福祉の視点に立った総合的な施策の推進を図るとともに、市民・事業者・行政が一体となって福祉のまちづくりに取り組んでいる。

高岡市福祉のまちづくり条例の概要

◆基本理念

福祉のまちづくりの基本理念として、次の3つの柱を掲げています。

- ①すべての市民の人間性が尊重されるまちづくり
- ②すべての市民の自立と社会参加が可能なまちづくり
- ③「ともに生きる」という考えに立って行われるまちづくり

◆施策の基本的方向

ソフト・ハード両面にわたる施策を総合的に推進するため、3つの基本的方向を定めています。

- ①福祉コミュニティ基盤の形成
- ②生活・都市施設のバリアフリー化
- ③ボランティア活動の振興

◆福祉に関する施策の推進(ソフト部門)

「ともに生きる」という考えに立ち、思いやりのこころをはぐくみ、助け合い、支え合うまちづくりをめざします。

○保健・医療・福祉施策の総合的な展開

総合的な福祉サービスや子育て支援システムを充実させ、福祉人材の養成等を行います。

○自立と社会参加の促進

生涯学習や生きがい対策を推進するとともに、必要な情報の提供や就労機会の創出を図ります。

○福祉のこころの醸成

思いやりや助け合いのこころを高めるため、家庭・学校・地域社会で福祉教育の実践に努めるとともに、ふれあいのある市民交流活動を促進します。

○ボランティア活動の振興

地域のみなさんの理解と協力のもとに、住民参加による小地域福祉活動の積極的な展開を図ります。

◆生活・都市施設の整備(ハード部門)

高齢者、障がい者、児童をはじめ妊産婦や乳母車を押している人など、誰もが安心して快適に利用できる障壁のない施設づくりを進めています。

○生活・都市施設のバリアフリー化の推進

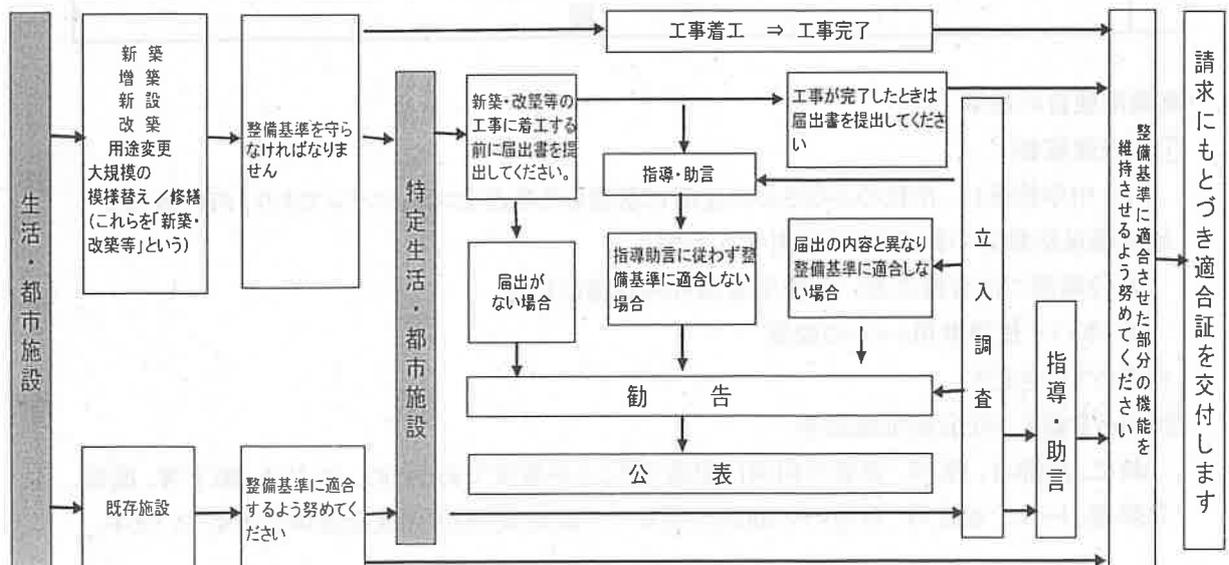
生活・都市施設とは、病院、劇場、集会場、百貨店、ホテル、社会福祉施設、飲食店、学校、共同住宅、その他の不特定かつ多数の人が利用する建築物、公共交通機関の施設、道路、公園などの施設のことです。

生活・都市施設については、新築、新設、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え、用途変更をしようとする場合は、高齢者、障がい者等が円滑に利用できるようにするために必要な構造及び設備の整備に関する整備基準を守らなければなりません。

●生活・都市施設及び届出が必要な特定生活・都市施設（生活都市施設のうち一定規模以上のもの）

区分	生活・都市施設	特定生活・都市施設の規模等	
建築物	集会場、公会堂、公民館	すべてのもの	
	老人福祉施設、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、老人保健施設等		
	博物館、美術館、図書館		
	鉄道等の駅、空港等		
	公衆トイレ		
	官公庁舎、ガス事業者、電気事業者、電気通信事業者の店舗		
	学校		
	地下街		
	病院又は診療所		患者の収容施設を有するもの
	飲食店		用途面積が300㎡を超えるもの
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、銀行等のサービス業の店舗		
	百貨店、マーケット、物販店	用途面積が500㎡を超えるもの	
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	用途面積が1,000㎡を超えるもの	
	展示場		
	ホテル、旅館		
	体育館、水泳場、ボーリング場、マージャン屋、パチンコ屋等		
	公衆浴場		
	自動車車庫		
	その他の複合施設		
共同住宅	1棟について50戸を超えるもの		
公共交通機関の施設	鉄道の駅、軌道の停留所、港湾旅客施設、空港旅客施設で建築物以外の部分	すべてのもの	
道	国道、県道、市町村道		
公園	都市公園、児童遊園、遊園地、動物園、植物園		

整備フロー



整備基準における富山県民福祉条例との相違点

(1)届出について

特定生活・都市施設とは、生活・都市施設のうち一定の種類及び規模のものをいい、新築等を行う場合は、工事に着工する日の30日前までに届出が必要です。

(県への届出が必要なものは、原則、市へ届出の必要はありません。)

・県との相違点

建築行為によるもの

県(特定生活関連施設)	高岡市(特定生活・都市施設)
新築	新築
新設	新設
増築	増築
改築	改築
用途変更	大規模の修繕 大規模の模様替

(2)整備基準の考え方

・県基準との相違点

生活・都市施設を5つに区分し、整備基準を定めています。

	県(生活関連施設)	高岡市(生活・都市施設)
区分	建築物	一般建築物
		300㎡を超える社会福祉施設等
	公共交通機関の施設	
	道路	
	公園	

・高岡市独自の基準

①一般建築物

小、中学校区は、市民のみなさんの生活に密着した身近なコミュニティであり、市内各校を地域福祉活動等の拠点として活用するために

ア. 2階建て体育館に車いす使用者用昇降設備の設置

イ. 車いす使用者用トイレの設置

を進めていきます。

②300㎡を超える社会福祉施設等

特に、高齢者、障がい者等の利用に配慮することが重要であるため、出入口、廊下等、階段、昇降機、トイレ、客室等、敷地内の通路の項目で一般建築物より高度な基準を定めています。

2. 包括的で重層的な相談・支援体制の強化

現在、少子高齢化による人口減少や核家族化などにより、人と人とのつながりが希薄化しています。その中で社会的孤立や8050問題など、個人や世帯が抱えている生活課題が複雑化・複合化していることから、本市では「重層的支援体制」による支援を実施しています。

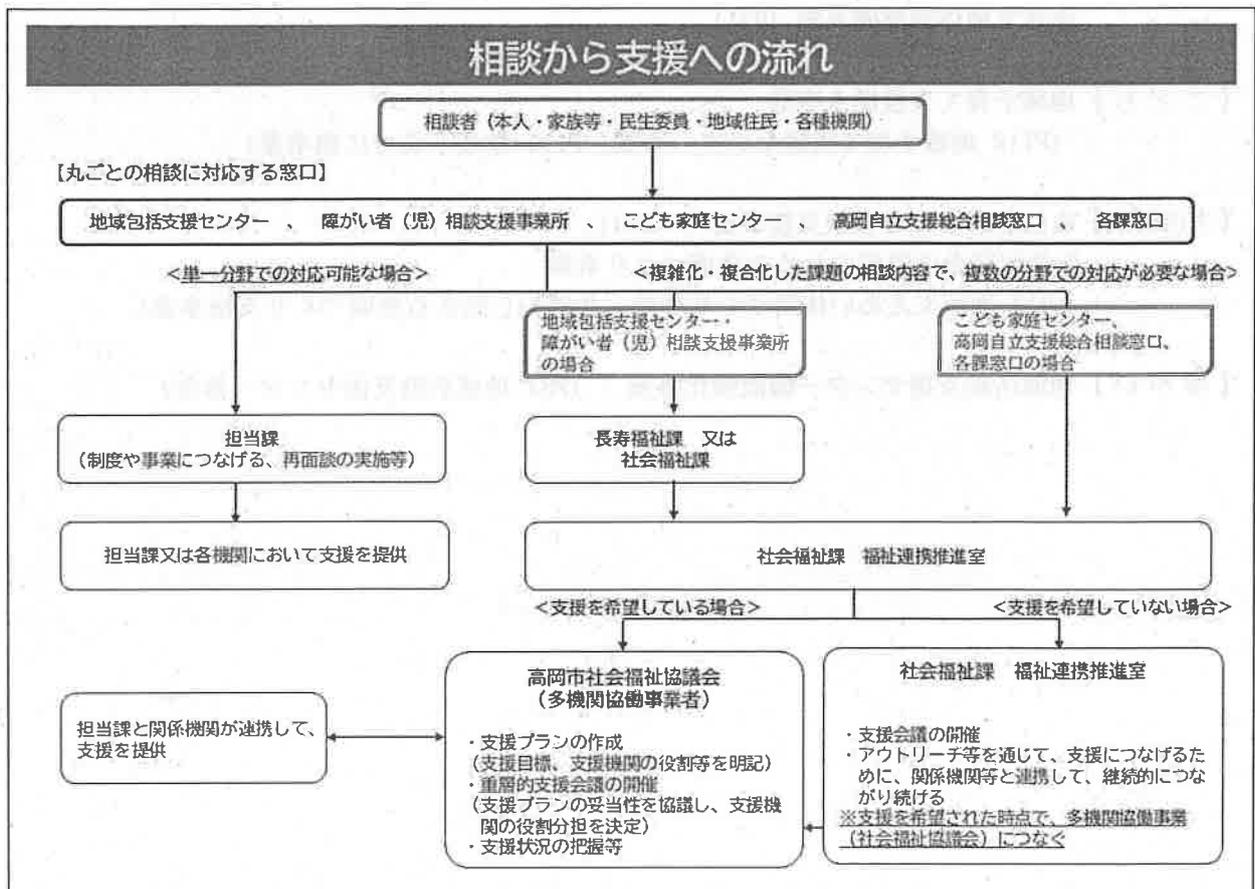
「重層的支援体制」では、「高齢・障がい・子ども・生活困窮」といった分野を超えた悩み事を「丸ごと」受け止める「包括的相談支援事業」、さまざまな専門機関や地域の関係者が適切な連携を図る「多機関協働事業等」、住民同士が支え合える「地域づくり事業」を一体的に行う支援体制です。

(1) 包括的相談支援事業

相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、困りごとを「丸ごと」相談できる体制を整備しています。専門分野以外の相談にも対応し、相談者の課題を整理し、適切に関係機関へつなぎます。

包括的相談機関

- 【 高 齢 】 地域包括支援センター（市内11か所）
- 【 障 が い 】 障がい者（児）相談支援事業所（市内4か所）
- 【 こども 】 こども家庭センター
- 【 生活困窮 】 高岡自立支援総合相談窓口



(2) 多機関協働事業等

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題については、福祉連携推進室が総合相談受付票（つなぐシート）によって相談を受け、ケースの情報整理、支援機関・関係機関の調整や役割分担、支援の方向性の整理などを行います。

その後、重層的支援会議等を開催し、支援に係る関係機関の連携の円滑化、支援の進捗状況等を把握し、全体の体制として伴走支援が行えるよう調整を図り、相談者の支援の意向を確認し、福祉連携推進室と社会福祉協議会が連携して対応します。

年度	総合相談受付件数	内訳	
		社会福祉課 福祉連携推進室	高岡市社会福祉協議会 (多機関協働事業者)
R 6 年度	54件	46件	8件

(3) 地域づくり事業

住民同士が交流できる場や居場所づくりとして交流・参加・学びの機会を生み出すために、個別の活動や人のコーディネートを行い、地域社会からの孤立を防ぎます。

【 高 齢 】 地域介護予防活動支援事業 (P39)、地域包括支援センター運営事業 (P40)、生活支援体制整備事業 (P41)

【 こ ど も 】 地域子育て支援拠点事業
(P112 地域子育て支援センター事業、P119 地域子育て広場事業)

【生活困窮】生活困窮者自立相談支援事業 (P141)
生活困窮者支援等のための地域づくり事業
(P13 地域支えあい体制づくり事業、共感から始まる地域づくり支援事業)

【障がい】地域活動支援センター機能強化事業 (P83 地域活動支援センター事業)

3. 地域支え合い体制づくり事業

人口減少・少子高齢化、一人ひとりの価値観や生活様式の多様化など、社会の変化により人と人とのつながりが希薄化している中で、「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な団体、機関が「我が事」として誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の実現が求められています。

本市では、社会福祉協議会と連携し、高齢者や障がい者など支援を必要とする方への、見守り・声かけといった活動を通じ、地域における支え合い体制づくりを推進します。

4. 共感から始まる地域づくり支援事業

住民にとって身近で日常生活上の活動範囲である小学校区を圏域として、地域における多様な福祉・生活課題を解決するために、自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉活動員等がそれぞれの役割と地域の特色を活かしながら連携し、共に支え合う地域福祉ネットワークを構築します。現在27ヶ所の実施地区(定塚・成美・福岡町地域・下関・木津・川原・戸出・福田・国吉・二上・中田・能町・野村・二塚・佐野・平米・西条・伏木・牧野・立野・太田・博労・横田・小勢・東五位・石堤・守山)で本事業を展開しています。

5. 災害時における要配慮者への支援体制の充実

災害時において要配慮者といわれる高齢者、障がい者、子どもなどは、避難行動や避難生活に対して特別な支援が求められます。そのため、平常時から地域住民や地域の関係者などが連携し、支援体制づくりを進める必要があります。

避難行動要支援者名簿への登録・個別避難計画の作成

本市では、災害対策基本法に基づき、災害時に自分だけでは安全な場所に避難することが難しく、周りの人の支援が必要な方を対象に「避難行動要支援者名簿」への登録を進めています。名簿情報は、本人の同意のもと、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、自主防災組織などと共有し、日頃の地域の中での見守りや、災害時の避難支援や安否確認に活用されます。

また、「避難行動要支援者名簿」のうち、支援者や避難先を含めた各記載項目について網羅したものは、その方本人の「個別避難計画」となります。事前に具体的な避難計画を作成しておくことで、発災時における避難の実効性を高める効果が期待されます。

(1)名簿の登録対象者

在宅で暮らす以下の要件に該当する方

- ・介護保険の要介護3以上の認定のある方
- ・療育手帳Aをお持ちの方
- ・一人暮らしの高齢者の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ・身体障害者手帳1・2級をお持ちの方
- ・介助が必要な難病をお持ちの方

※ 上記のほか、避難の判断に不安がある方など、要件にあてはまらなくても、申し出があった方を登録することができます。

(2)登録者数

各年4月1日現在

	避難行動要支援者数	うち個別避難計画策定済の人数
R6年度	11,272	2,348
R7年度	11,249	2,275

6. 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、すべての地域に配置され、安心して相談できるボランティアです。民生委員は、「民生委員法」によって設置が定められており、「常に住民の立場に立って相談に応じ、および必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めること」が民生委員の理念です。すべての民生委員は、「児童福祉法」によって児童委員も兼ねています。また、民生委員・児童委員の中には、児童福祉を専門に担当し、活動する「主任児童委員」がいます。いずれも任期は3年間です。

本市の民生委員・児童委員は、24地区に383名(うち主任児童委員41名)が委嘱されており、高岡市民生委員児童委員協議会、地区民生委員児童委員協議会などを通じ、職務に関する連絡、研修を行い、行政機関の協力者として活動しています。

区分	民生委員・児童委員定数(人)	内容別相談・支援件数														
		在宅福祉	介護保険	健康保険医療	子育て・母子保健	子ども地域生活	子ども教育・学校生活	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他	計
R5年度	383	1,137	350	483	69	1,447	160	144	35	48	290	300	503	4,046	3,049	12,061
R6年度	383	1,091	263	405	72	1,395	200	117	33	31	217	152	504	3,455	2,944	10,879

7. 民生関係団体の育成

区分	内容
高岡市社会福祉協議会	P17～参照
高岡市保護司会	保護司92名(定員)で構成し、犯罪予防のため世論の啓発、特に青少年犯罪予防について、地域社会の環境浄化に努めています。また、保護観察活動を行い、犯罪や非行をした人の立ち直りを助けています。
高岡市更生保護女性会	青少年の保護育成、保護少年の補導援護や保護司活動に対する援助協力を行い、犯罪予防や明るい社会づくりに努めています。
社会を明るくする運動高岡市推進委員会	地域活動の推進による青少年の非行防止と更生の援助を目標に広報、宣伝、街の美化、講演会等を通して社会を明るくする運動を進めています。
高岡市連合遺族会	戦没者の遺族727世帯で構成され、会員の相互扶助、相談、厚生等の事業のほか、追悼式、慰霊祭等の参拝事業を行っています。
日本赤十字社富山県支部高岡市地区	博愛精神を理想として日本赤十字奉仕団を結成し、災害時の応急救助、献血推進事業、日赤社資の募集等を行っています。

8. 高岡まこと銀行(善意銀行)

多くの人々から、善意に基づく金品や技術・労力等の提供をうけ、これを社会の福祉のために供し、あわせて全ての人々の幸せと社会奉仕の精神を高めることを目的として、各種の事業を行っています。

区 分	内 容												
設 立 年 月 日	昭和38年4月1日												
事 務 局	高岡市役所社会福祉課内(Tel. 20-1367)												
	<p>預託と配分 お金や品物などの寄付を預託といえます。 一般預託は、特に配分先の指定のないもので、理事会の承認を受け、福祉施設や福祉団体など、広く社会福祉事業全般に配分しています。 指定預託や物品預託は、預託者の指定先へ配分しています。</p> <p>◎令和6年度預託及び配分状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金額・数量</th> <th>主 な 配 分 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般預託</td> <td>12件 218,146円</td> <td>・各種福祉施設の事業助成 ・児童施設、こども食堂への見舞金 ・福祉団体の活動助成等</td> </tr> <tr> <td>指定預託</td> <td>0件</td> <td>(前年度 0件)</td> </tr> <tr> <td>物品預託</td> <td>6件</td> <td>・福祉施設 ・保育園、幼稚園 ・交通遺児等</td> </tr> </tbody> </table> <p>[歳末助け合い色紙展] 県内外の有名画家・書家等、著名な方々から寄贈いただいた色紙を展示し、入札により価格を決定後、販売します(5,000円～50,000円)。売上収益金は、社会福祉事業に役立てています。</p>	区 分	金額・数量	主 な 配 分 先	一般預託	12件 218,146円	・各種福祉施設の事業助成 ・児童施設、こども食堂への見舞金 ・福祉団体の活動助成等	指定預託	0件	(前年度 0件)	物品預託	6件	・福祉施設 ・保育園、幼稚園 ・交通遺児等
区 分	金額・数量	主 な 配 分 先											
一般預託	12件 218,146円	・各種福祉施設の事業助成 ・児童施設、こども食堂への見舞金 ・福祉団体の活動助成等											
指定預託	0件	(前年度 0件)											
物品預託	6件	・福祉施設 ・保育園、幼稚園 ・交通遺児等											
理 事 会	年2回以上開催し、預託状況の報告及び配分先(金額)等を決定しています。 名誉理事長1名 理事長1名 副理事長1名 理事14名 監事2名												

9. 戦傷病者・戦没者遺族等の援護

- ①戦没者等の妻に対する特別給付金
- ②戦没者等の遺族に対する特別弔慰金
- ③戦傷病者の妻に対する特別給付金
- ④戦没者遺族戦跡等参拝事業

10. 災害見舞金の支給

市内で発生した災害(火災・水害等)により、罹災した世帯に対し災害見舞金を支給しています。

区 分	内 容				
支 給 対 象 者	高岡市内に住所又は居所を有し、生計を一にしている実際の生活単位の世帯を対象とします。 (高岡市災害見舞金支給要綱に規定する世帯)				
実 績		R5年度		R6年度	
		件数	支払金額	件数	支払金額
	全焼(10万円)	6件	600,000円	5件	500,000円
	全壊(10万円)	件	円	件	円
	半焼(5万円)	1件	50,000円	1件	50,000円
	半壊(5万円)	112件	5,600,000円	40件	2,000,000円
	準半壊(2万円)	177件	3,540,000円	64件	1,280,000円
	部分焼(2万円)	4件	80,000円	4件	80,000円
	床上浸水等(2万円)	74件	1,480,000円	0件	0円
計	374件	11,350,000円	114件	3,910,000円	

11. 福祉ボランティア活動の振興

健康で生きがいを持ち、心豊かな生活を送るとともに、安心して暮らせる地域づくりを目標に、本市では、保健・医療・福祉の分野でさまざまな公的施策とあいまって多様なボランティア活動が行われています。

高岡市福祉のまちづくり条例に「ボランティア活動の振興」を掲げ、市民と行政のルールをつくり、市民と行政がより連携を深めたまちづくりができるよう努めています。

また、高岡市ボランティアセンター(ふれあい福祉センター内)では、ボランティアグループの登録を行い、市民ボランティアの養成や活動を支援するとともに、福祉教育地域の指定やジュニア福祉活動員の育成、援助を求める人と活動グループをコーディネートする等ボランティア活動の拠点となっています。

少子高齢化や核家族化が進む中、ぬくもりのある地域社会づくりのため、一方では大規模災害の復興支援など、今後ますます重要となる福祉ボランティア活動への市民の参加と支援に努めます。

12. 社会福祉法人 高岡市社会福祉協議会

設置目的	高岡市における社会福祉事業の運営と組織的活動を展開し、地域福祉の推進を図る。
所在地	高岡市清水町1丁目7番30号 高岡市社会福祉協議会館内 (Tel 23-2917(代)/Fax 26-2379)
設置年月日	昭和26年4月1日
設立年月日	平成17年11月1日 (福岡町社会福祉協議会と合併)
沿革	平成22年4月1日 高岡市社会福祉事業団と合併
主な事業及び運営施設	(1) 地域福祉推進事業 (2) ボランティア活動推進事業 (3) 福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業) (4) 成年後見制度に関する事業 (5) 生活困窮者自立支援事業(家計改善・就労準備支援) (6) 重層的支援体制整備事業(多機関協働、参加支援事業) (7) 生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター設置) (8) ホームヘルプサービス事業 (9) 居宅介護支援事業(高岡・福岡事業所) (10) 特定相談支援事業 (11) 博労・川原地域包括支援センター (12) 福岡支所 (13) 万葉社会福祉センター (14) 高岡市ふれあい福祉センター

(1) 地域福祉活動の推進(高岡あつまり福祉総合事業)

令和4年度より、高岡あつまり福祉ネット推進事業、ケアネット活動事業、ふれあい・いきいきサロン事業を統合し、高岡あつまり福祉総合事業として住民主体のまちづくりを促進しています。

①高岡あつまり福祉ネット推進事業

地域における多様な福祉・生活課題を解決するために、自治会、地区社協、民生委員・児童委員、福祉活動員等が連携し、共に支え合う地域福祉ネットワークを構築します。福祉マップの作成やいのちのバトンの配付など、それぞれの地域における課題に応じた取り組みを行っています。

また、この事業では、年間2地区程度の校区社協に対して、大学研究者をアドバイザーとして迎え、自分たちの地域における課題の洗い出しを行い、その課題に対応する事業を住民が主体となって立ち上げるプロセスをフォローしています(高岡つながるプロジェクト)。

②地域支え合い体制づくり事業(ケアネット活動事業)

地域の住民でチームをつくり、支援を必要としている人が住み慣れた地域で生活できるように支えることを目的に行います。

令和6年度は118チームにおいて、見守り、話し相手、ゴミ出しといった支援を行いました。

③ふれあい・いきいきサロン事業

地域の見守りが必要だと思われる高齢者等を対象に、公民館などに集まり会話やレクリエーションを通じて仲間づくりや介護予防活動を行います。民生委員や福祉活動員が中心となって運営を行っています。令和6年度は市内257ヵ所で開催されました。

④ 地域福祉関連研修事業

地域で福祉活動に関わる住民の方などを対象に、研修会やセミナー等を実施しています。

⑤ 福祉活動員の設置

地域において、身近なところで支援を行う存在として、自治会等の推薦を受けた福祉活動員が活動をしています。

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1)福祉問題の発見 | (2)福祉情報の伝達 |
| (3)近隣の協力者の開拓 | (4)近隣と当事者とをつなげる |
| (5)当事者の仲間づくり | (6)社協事業への協力 |

福祉活動員設置状況

(令和7年4月現在)

校区	人数	活動員の名称	任期	設置開始
平米	62	福祉活動員	2年	H3.7
定塚	70	福祉活動員	3年	H2.7
下関	28	福祉活動員	2年	H7.10
博労	54	福祉活動員	3年	H14.4
木津	42	福祉活動推進委員	2年	H6.4
横田	59	福祉活動員	3年	H5.6
西条	53	福祉活動委員	2年	H4.2
川原	20	福祉活動委員	3年	H7.4
成美	62	福祉活動委員	3年	H5.3
二上	21	福祉活動員	2年	H7.4
伏木	95	福祉活動員	3年	H3.8
戸出	103	福祉活動員	3年	H3.5
中田	45	社会福祉活動員	2年	H4.6
能町	59	福祉活動員	2年	H4.6

校区	人数	活動員の名称	任期	設置開始
牧野	34	福祉活動員	3年	H3.12
野村	73	福祉活動員	2年	H2.9
二塚	23	福祉活動員	3年	H5.6
佐野	21	福祉活動員	3年	H5.6
福田	20	福祉活動員	3年	H5.7
小勢	13	福祉推進委員	3年	H8.8
立野	26	福祉活動員	2年	H7.5
東五位	15	総合福祉活動員	2年	H6.10
石堤	17	福祉活動員	2年	H6.11
国吉	25	福祉活動員	3年	H5.8
守山	17	福祉活動員	3年	H2.4
太田	16	地域福祉活動員	2年	H6.6
福岡	83	地域福祉活動員	2年	H18.6
計	1,156	人		

⑥ 生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター設置)

住み慣れた地域で、自分らしい生活を続けることができるまちづくりを行うことを目的に、市内の第2層生活圏域(11エリア)毎に生活支援コーディネーターを2~3名配置しています。

地域の困りごとや課題について住民の方や関係機関等と一緒に考え、安心して暮らせる地域づくりを推進します。支え合う地域づくり会議の開催、地域ケア会議への出席、各種団体の会合等に参加することで関係機関との連携を深め、個別の相談があれば必要な機関等につなぐなどし、見守り体制の構築を行います。

(2) 在宅福祉サービス事業

① ホームヘルプサービス事業

要介護者宅にホームヘルパーが訪問し、自立した在宅生活を営むことができるように、身体介護や生活援助及び相談助言を行います。

- ・介護保険法によるホームヘルプサービス事業
- ・介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービス
- ・障害者総合支援法によるホームヘルプサービス事業
- ・地域生活支援による移動支援事業

② 居宅介護支援事業(高岡事業所、福岡事業所)

要介護状態となっても可能な限りその居宅において、自立した生活ができるよう、介護相談やサービスの調整を行います。

- ・ 要介護認定の申請手続きの代行
- ・ 要介護認定に係る訪問調査
- ・ 介護サービス計画(ケアプラン)の作成

③ 博労・川原地域包括支援センター

市内11ヶ所に設置されている地域包括支援センターの一つとして高岡市の委託を受け、博労・川原校下で暮らす高齢者の方々が、住み慣れた地域で安心して生活していただくため、地域の身近な総合相談窓口として、また介護予防拠点として各種事業を行います。

④ 特定相談支援事業所

障がい者の方に対して、障害福祉サービス申請前の相談や、サービス等利用計画の作成、サービスの利用調整を行います。

(3) ボランティア活動の推進

高岡市ボランティアセンターでは、誰もが安心して暮らせる地域づくりに、自ら参加してもらうきっかけづくりとして様々なボランティア活動啓発事業を実施しています。

また、ボランティア活動者やグループの活動拠点として、高岡市ふれあい福祉センター内に、ボランティアプラザがあります。

ボランティア登録数

(令和7年4月末現在)

活動区分	グループ数	人数		
		男	女	合計
①保健・医療・福祉に関する活動	66	299	2,537	2,836
②文化・スポーツ・国際交流活動	18	220	288	508
③環境保全・交通安全・保健衛生	17	2,592	1,754	4,346
④特技や専門技術を活かした活動	39	107	337	444
⑤被災地における援助活動	0	0	0	0
⑥福祉教育を推進する学校	3	2	8	10
⑦社会貢献に取り組む企業・労組	14	446	342	788
⑧その他のボランティア活動	7	44	38	82
計	164	3,710	5,304	9,014

(4) 生活を支える事業の推進

① 日常生活自立支援事業(富山県社会福祉協議会より受託)

判断能力に不安のある方に対して、福祉サービスを利用するための援助や日常的な金銭管理のお手伝い、大切な書類などのお預かりサービスを行っています。

- ・ 令和6年度 利用(契約)人数 74人(相談件数:3,421件)

② 生活福祉資金の貸付(富山県社会福祉協議会より受託)

この制度は、低所得、高齢者、障がい者世帯に対し、資金を低利で貸し付けるもので、経済的自立と生活意欲を高め、安定した生活が営めるようにすることを目的としています。

資金の種類は、福祉資金、緊急小口資金、総合支援資金、教育支援資金があります。

また、令和6年1月の能登半島地震に伴う、災害特例貸付(緊急小口資金)を行っています。

③ 高岡市民生たすけあい基金貸付(高岡市民生委員児童委員協議会より受託)

低所得世帯の生活を援助するため、緊急かつ一時的に必要な資金を貸し付けます。

区 分	内 容
対 象 者	本市に3ヶ月以上居住している低所得世帯に属する生活中心者で、生計などの費用として必要であり、貸付金の返済が確実に認められる場合に貸し付けます。
貸付条件	貸付額・・・ 一世帯につき3万円を限度 ただし、2万円超の場合は、連帯保証人が1名必要 利 子・・・ 貸付金は無利子。ただし、事務取扱手数料として300円を徴収 償 還・・・ 償還は1年以内で一時払いまたは月賦償還 保証人・・・ 1名(市内に居住する者で、独立の生計を営み、かつ連帯責任を負うに足る身元確実な者) 申込み・・・ 居住地区担当民生委員を通じて、高岡市社会福祉協議会へ申し込む

④ 呉西地区成年後見センター(高岡市より受託)

平成31年4月に、呉西地区6市の認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など判断能力が不十分な方の権利や財産を擁護するために設置しました。圏域内の成年後見制度の普及啓発、市民後見人の養成や法人後見業務などを担うとともに、権利擁護の推進を図ります。

・令和6年 受任件数 25件(相談件数:1,340件)

・市民後見人養成講座の開催

基礎実務研修 8名修了 フォローアップ研修 28名参加

・市民後見人バンク登録人数 70人

⑤ 食料等支援事業

高岡市内在住の生活に困っている方への支援として、主に食料支援を行うとともに、支援の後にも継続的に関わることで自立した生活へつなげることを目的に実施しています。

・令和6年度 支援回数 68回(53世帯)

⑥ 家計改善・就労準備支援事業(生活困窮者支援事業 高岡市より受託)

生活困窮者から相談を受け、世帯状況に応じて家計の改善や一般就労に向けた準備に係る支援を行うことにより、生

令和6年度支援対象者数

・家計改善 16人(相談件数:1,084件)

・就労準備 4人(相談件数:170件)

⑦ 多機関協働事業(重層的支援体制整備事業 高岡市より受託)

複雑化・複合化した課題を抱えた方で、支援を希望する方及び世帯を対象に、課題を解決するために多機関の調整を行います。また、社会参加につなげる支援や、訪問による継続的支援を行います。

・令和6年度 支援者数 8件(支援件数:732件、会議開催数:32回)

(5) 子育て支援事業

高岡おもちゃの図書館を活用し、子育て中の親子が気軽に遊び、相談等ができる子育て広場をつくり、子育て世代の支援を行っています。

①高岡おもちゃの図書館(子育て広場)の運営

開館日時:月～金曜日 9:00～17:00

②高岡らっこの会による絵本の読み聞かせ

開催日時:第4木曜日 10:30～11:00 ※令和6年度 9回開催

③人形劇団どんぶりコロコロによる人形劇

開催日時:第1～3月曜日 10:30～11:30 ※令和6年度 28回開催

④おもちゃ病院ぺんぎんによるおもちゃの修理

開催日時:第4土曜日 13:30～16:00

上記のほか季節に合わせた各種イベントを開催しています。

(6) その他の事業

①車椅子の貸出事業

高齢者や障がいのある方が、旅行や通院で必要になった場合等に、車椅子を無料で貸し出しています。(期間 1ヶ月) 令和6年度 貸出件数181件

②共同募金運動

社会福祉法人富山県共同募金会高岡市共同募金委員会の事務を行っています。

実施内容 ・共同募金運動(10月1日～12月31日)

・地域歳末たすけあい運動(12月1日～31日)

(7) 福祉センター等の管理運営

令和6年度利用状況

① 高岡市社会福祉協議会館

区分	団体数	人数
地域交流ホール	143	2,071
小会議室	96	386
会議室	108	1,429
和室	6	85
ぶらっとルーム	78	810
計	431	4,781

② 万葉社会福祉センター

区分	団体数	人数
福祉センター棟(研修室・会議室)	499	11,406
ふれあい棟	623	14,640
計	1,122	26,046

・教養講座受講者

教室名	人数
ヨガ講座	310

◇ 高岡市ふれあい福祉センター（愛称：高福センター）

高岡市ふれあい福祉センターは、ノーマライゼーションの理念のもとに、高齢者や障がい者等の福祉保健の増進と市民の地域福祉活動の推進を図ることを目的としています。

このため、当センターの基本方針に基づき、「安心」「健康と生きがい」「市民参加・交流」の三つの機能を備えた“福祉のまちづくりの拠点施設”としての役割を果たすため、各種事業の充実に努めるとともに福祉関連の団体等が、当センターの機能を有効に活用できるよう支援を行っています。

設置年月日	平成8年6月29日
設置場所	高岡市博労本町4番1号
設置者	高岡市
指定管理者	社会福祉法人高岡市社会福祉協議会
施設規模	鉄骨鉄筋コンクリート造り 地上2階（一部地下1階） 敷地 16,708 m ² （博労公民館敷地含む） 延床面積 6,177 m ² （本館、車庫棟、自転車置場）

◆ 高岡市ふれあい福祉センターの基本方針

「安心機能」……………福祉保健の情報提供・相談の窓口の設置

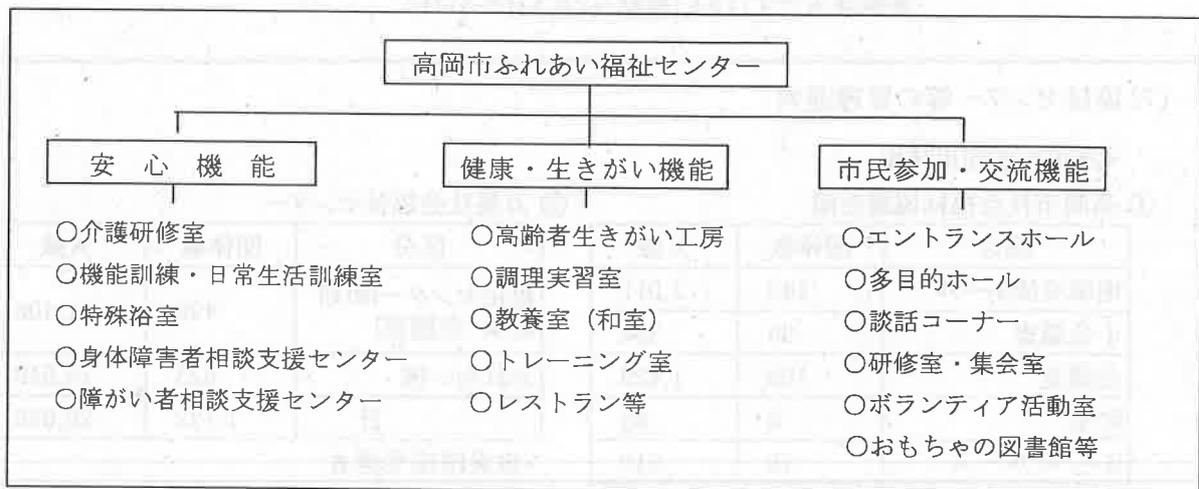
- ・障がい者の自立と社会参加を促進
- ・障がい者のデイサービスの支援

「健康と生きがい機能」……高齢者や中高年等の健康づくり

- ・生きがい創造、能力活用等による心身のリフレッシュ

「市民参加・交流機能」……福祉保健学習等の推進とノーマライゼーション理念の普及、啓発

- ・福祉保健ボランティア活動の支援



◆ 利用状況等（令和6年度）

(1) 入館者数等

開館日数	総入館者数	1日平均入館者数
295日	175,809人	596人

(2) 高齢者教養講座

講座名	陶芸	ヨガ	篆刻	料理	合計
参加人数	223人	1,618人	154人	148人	2,143人

(3) 身体障がい者教養講座

講座名	参加人数
陶芸	223人

(4) 障がい者スポーツ教室

教室名	参加人数
卓球教室（視覚障がい者）	42人

(5) 在宅障がい者音楽活動支援事業

教室名	参加人数
和みは～もに～	42人

(6) 福祉用具展示

展示用品	種類	展示数
移動機器	車椅子、車椅子用品、歩行車、歩行器、杖ほか	13
家事用具	食事用具（箸、スプーン）、食器ほか	39
操作用具	スプーンホルダー、すべり止めマットほか	8
総 数		60

令和7年1月に廃止

(7) 貸室事業 (利用者数)

多目的ホール	介護研修室	研修室 102	研修室 201	集会室	陶芸室
17,172人	2,838人	2,569人	10,089人	5,851人	1,865人
パソコン室	教養室	調理実習室	トレーニング室		合計
2,271人	1,048人	1,333人	3,384人		48,420人

(8) 福祉バス運行事業

障がい者の自立と社会参加促進を図るため、障がい者の団体活動における移動手段を提供する。

運行回数	利用者数	1回平均利用者数
15回	278人	19人

・費用 燃料費・有料道路料金等は利用者負担

※福祉バス運行事業は、令和7年4月1日より、柔軟性と利便性の高い民間貸切バスの借上料補助事業へと移行しました。